

## くぬぎ山地区自然再生協議会運営細則の改正について

### 1 議案及び動議の提出に関する規定の追加

議案及び動議の提出に関する規定を追加するため、第 5 章の後に次の 1 章を加える。

#### 第 5 章の 2 議案及び動議の提出

(議案及び動議の提出)

第 8 条の 2 委員は、議案及び動議を提出することができる。

- 2 前項の提出議案及び動議は、他の委員 1 人以上の賛成がなければ議題とすることができない。

議長の議決権について明確化するため、第 9 条第 1 項を次のように変更する。(下線部が変更部分)

#### 第 6 章 同意又は合意

(同意または合意)

第 9 条 協議会の会議の同意または合意は、協議会の会議に出席した委員の過半数の賛成により成立するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 2 新規加入の協議に関する規定の変更

新規加入の申出時期を 2 月の 1 か月間に限り、年度末の協議会で協議する規定に変更する。

第 3 条を次のように変更する。(下線部が変更部分)

(新規加入の手續)

第 3 条 要綱第 6 条に基づき新たに委員になろうとする者は、次の事項を記載した書面を運営事務局に提出するものとする。

(1) ~ (3) 略

2 前項の書面の受付期間は、毎年 2 月 1 日から末日までの 1 月間とする。

3 運営事務局は、前項の期間終了日以降に開催される最初の協議会の会議に新規加入に関する議題を提出するものとし、協議会は、その合意にあたって当該書面の内容を勧案するものとする。

経過規定を置く。

附 則

1 この細則は、平成 年 月 日から施行する。

2 施行日前に提出された第 3 条第 1 項の書面の取扱いについては、同条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

くぬぎ山地区自然再生協議会 運営細則 新旧対照表

新	旧
<p><b>第3章 新規加入</b>            (新規加入の手続)            第3条 要綱第6条に基づき新たに委員になろうとする者は、次の事項を記載した書面を<u>運営事務局</u>に提出するものとする。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>2 前項の書面の受付期間は、毎年2月1日から末日までの1月間とする。</p> <p>3 運営事務局は、前項の期間終了日以降に開催される最初の協議会の会議に<u>新規加入に関する議題</u>を提出するものとし、協議会は、その合意にあたって当該書面の内容を勧案するものとする。</p>	<p><b>第3章 新規加入</b>            (新規加入の手続)            第3条 要綱第6条に規定する新たに委員になろうとする者の<u>意思表示は、運営事務局に次の事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。</u></p> <p>(1)～(3)略</p> <p>2 運営事務局は、前項の書面が提出された日以降に開催される協議会の会議に<u>議題として提出するものとし、協議会は、その合意にあたって当該書面の内容を勧案するものとする。</u></p>
<p><b>第5章の2 議案及び動議の提出</b>            (議案及び動議の提出)            第8条の2 委員は、議案及び動議を提出することができる。</p> <p>2 前項の提出議案及び動議は、他の委員1人以上の賛成がなければ議題とすることができない。</p>	<p>-</p>
<p><b>第6章 同意又は合意</b>            (同意または合意)            第9条 協議会の会議の同意または合意は、協議会の会議に出席した委員の過半数の賛成により成立するものとし、<u>可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>	<p><b>第6章 同意又は合意</b>            (同意または合意)            第9条 協議会の会議の同意または合意は、協議会の会議に出席した委員の過半数の賛成により成立するものとする。</p>
<p>附則</p> <p>1 この細則は、平成 年 月 日から施行する。</p> <p>2 施行日前に提出された第3条第1項の書面の取扱いについては、同条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>-</p>